

随意契約理由書

1 契約件名	追浜流出に伴う田浦配水場ほかテレメータ設備改良工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	東京都目黒区自由が丘3-16-15
	名称	シンク・エンジニアリング(株)
5 案件の概要	本工事は、小雀系の送水管より分岐している追浜流出口運用開始に伴い、流量把握のためテレメータ設備を設置すると共に、田浦配水場での小雀系流入量制御のプログラムを改造するものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	追浜流出流量信号は、シンク・エンジニアリング(株)が設置した田浦配水場のテレメータ設備を経由し、逸見総合管理センターに届くシステムになることに加え、田浦配水場におけるソフトウェア改造も、同社作成のソフトウェアとなる。これらを他社が行うと、責任の所在が不明確となり、故障等が発生した場合、対応が困難となる。このため、田浦配水場テレメータ設備施工業者であるシンク・エンジニアリング(株)に施工させるものである。	
7 随意契約先の選定理由	上記の理由により、田浦配水場テレメータ設備施工業者であるシンク・エンジニアリング(株)に施工させるものである。	
8 作成部課名	技術部浄水課	

随意契約理由書

1 契約件名	西浄化センター反応タンク攪拌機修繕工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	横浜市西区南幸2-19-4
	名称	住友重機械エンバイロメント(株) 横浜営業所
5 案件の概要	本工事は、西浄化センター3系反応タンクに設置している攪拌機の修繕を行うものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあっては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあっては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	本設備は、反応タンク内に流入する汚水と微生物、酸素を均等に接触させるために攪拌するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	
7 随意契約先の選定理由	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造者である住友重機械エンバイロメント(株)にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	
8 作成部課名	上下水道局技術部水再生課	

随意契約理由書

1 契約件名	下町浄化センターケーキ圧送ポンプ修繕工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	横浜市中区相生町3-56-1
	名称	月島テクノメンテサービス(株) 横浜支店
5 案件の概要	本工事は、下町浄化センター脱水機棟に設置している、No.4ケーキ圧送ポンプの修繕を行うものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	本機器は、浄化センターの汚泥処理を行う上で、脱水した汚泥を焼却炉まで安全かつ安定的に搬送するための重要な機器である。安定稼働が見込めない場合、浄化センターの汚泥処理運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障が出る恐れがある。そのため、本機器の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	
7 随意契約先の選定理由	本機器は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造者の修繕部門である月島テクノメンテサービス(株)横浜支店が施工することにより、汚泥処理施設の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	
8 作成部課名	上下水道局技術部水再生課	

随意契約理由書

1 契約件名	上町ポンプ場場内整備ほか工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号>	
	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	
4 随意契約先	所在地	横須賀市吉井3-12-4
	名称	(有)エス・エー企画
5 案件の概要	○場内管路工 1式 ○場内付帯工 1式	
6 緊急で実施する必要性	<適用要件>	
	その他、緊急に契約する必要があると認めるとき	
7 随意契約先の選定理由	本案件は、上町浄化センターのポンプ場化に伴う土木工事である。 今年度、同施設では機械・電気設備工事が控えており、既に契約済みである。 本工事の場内管路工は、機械・電気設備工事で行うポンプ取替時に必要な工事となるので緊急に契約する必要がある。	
	下水道工事に精通している複数業者に10月からの施工が可能か問い合わせた結果、唯一可能との回答を得ることができた業者であるため。	
8 作成部課名	技術部 下水道施設課 土木係	

随意契約理由書

1 契約件名	長浦ポンプ場汚水ポンプほか修繕工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	横浜市西区南幸二丁目19番4号
	名称	住友重機械エンバイロメント(株) 横浜営業所
5 案件の概要	本工事は、長浦ポンプ場に設置している汚水ポンプほかの修繕を行うものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、ポンプ場施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	
7 随意契約先の選定理由	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造者である上記業者が施工することにより、ポンプ場施設の運転に支障なく安全かつ速やかな施工が期待できるため。	
8 作成部課名	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課	

随意契約理由書

1 契約件名	大矢部5丁目地内雨水施設修繕工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号>	
	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	
4 随意契約先	所在地	横須賀市平作4-2-6
	名称	(株)オガワ
5 案件の概要	コンクリートブロック積み L=32.5m	
6 緊急で実施する必要性	<適用要件>	
	その他、緊急に契約する必要があると認めるとき	
7 随意契約先の選定理由	令和2年7月の豪雨により、水路右岸が崩落し水路機能を阻害した。同年7月下旬に応急復旧は完了したものの、既存石積み目地の開きが進行し、今後の雨天等により被害の拡大が懸念されることから対策工事は急を要するため。	
	本件の応急復旧を災害緊急協力事業者として実施した。 本復旧工事の範囲は応急復旧を実施した場所であり、災害緊急協力事業者登録制度要綱第10条第2号が適用される。	
8 作成部課名	技術部 下水道管渠課	

随意契約理由書

1 契約件名	上町ポンプ場沈砂池電気設備改築工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	川崎市幸区堀川町72-34
	名称	東芝インフラシステムズ(株)
5 案件の概要	本工事は、別途発注の上町ポンプ場沈砂池機械設備更新工事に伴う、電気設備の改築、既設設備の機能増設等を行うものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	①別途発注の機械設備工事に伴う、既設設備の機能増設等を行うため、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行かせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。	
7 随意契約先の選定理由	既設設備の設置業者であるため。	
8 作成部課名	上下水道局技術部下水道施設課	

随意契約理由書

1 契約件名	津久井ポンプ場電気設備改築工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号>	
	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	
4 随意契約先	所在地	川崎市幸区堀川町72-34
	名称	東芝インフラシステムズ(株)
5 案件の概要	本工事は、津久井ポンプ場のNO.2汚水ポンプVVVF盤の更新工事を行うものである。	
6 緊急で実施する必要性	<適用要件>	
	<p>その他、緊急に契約する必要があると認めるとき</p> <p>現在、津久井ポンプ場に設置しているNO.1汚水ポンプVVVF盤が故障し、更新工事を緊急で対応中である。NO.2汚水ポンプVVVF盤についてもNO.1と同時期の設置であり、メーカーによる保守部品の供給が終了しているため、故障した際の修理が不可能である。この状況では故障など不測の事態が生じた際に、当該施設周辺の浸水等、近隣への影響が生じかねないため、更新工事を緊急に行う必要がある。</p> <p>本工事は、津久井ポンプ場の制御システムの一部の機器を更新するため、既設設備と技術的關係性が高く、密接不可分な関係があり、既設設備製造者以外に行わせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要するなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。</p>	
7 随意契約先の選定理由	既設設備の設置業者であるため。	
8 作成部課名	上下水道局技術部下水道施設課	

随意契約理由書

1 契約件名	追浜浄化センター沈砂池電気設備改築工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	川崎市幸区堀川町72-34
	名称	東芝インフラシステムズ(株)
5 案件の概要	本工事は、別途発注の追浜浄化センター沈砂池機械設備更新工事に伴う、既設の電気設備の機能増設等を行うものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	①別途発注の機械設備工事に伴う、既設設備の機能増設等を行うため、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行かせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。	
7 随意契約先の選定理由	既設設備の設置業者であるため。	
8 作成部課名	上下水道局技術部下水道施設課	

随意契約理由書

1 契約件名	下町浄化センターH送風機設備修繕工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	川崎市川崎区日進町26-17
	名称	荏原実業(株) 神奈川支社
5 案件の概要	本工事は、下町浄化センター平成町に設置している送風機設備の修繕を行うものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあっては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあっては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	本設備は、反応タンク曝気のため、送風を行う重要な機器である。安定稼働が見込めない場合、または、他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障が出る恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	
7 随意契約先の選定理由	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造者の修繕部門である荏原実業(株)神奈川支社が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	
8 作成部課名	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課	

随意契約理由書

1 契約件名	久里浜第2ポンプ場ほか遠方監視制御設備工事	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号>	
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	
4 随意契約先	所在地	横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル
	名称	メタウォーター(株) 横浜営業所
5 案件の概要	本工事は、別途発注の久里浜第2ポンプ場無停電電源設備更新工事等に伴う、遠方監視制御設備の機能増設等を行うものである。	
6 入札に適さないとする性質又は目的	<適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあつては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあつては著しい支障が生じるおそれがあるとき	
	①別途発注の久里浜第2ポンプ場無停電電源設備更新工事等の電気工事に伴い、既設設備である遠方監視制御設備の機能増設等を行うため、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設遠方監視制御設備は当該業者が設置したものであり、他者に行かせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。	
7 随意契約先の選定理由	既設設備の設置業者であるため。	
8 作成部課名	上下水道局技術部下水道施設課	

随意契約理由書

1 契約件名	秋谷地区配水管布設工事(2021の2)	
2 契約書種別	工事	
3 適用法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 <第5号>	
	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	
4 随意契約先	所在地	横須賀市林2-10-22
	名称	(株)いづみ工事
5 案件の概要	湘南国際村配水池系統の配水圧が一定せず、その調整のため一部区間において消火栓が使用できない状況になっている。安定した給水と緊急時に対応させるため、一部区間を増径し対処するものである。	
6 緊急で実施する必要性	<適用要件>	
	その他、緊急に契約する必要があると認めるとき	
6 緊急で実施する必要性	湘南国際村配水池系統の配水圧が一定せず、その調整のため一部区間において消火栓が使用できない状況になっている。安定した給水と緊急時に対応させるため、一部区間を増径し対処するものである。	
7 随意契約先の選定理由	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	
8 作成部課名	上下水道局 技術部 水道施設課	